

議案第174号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第31条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、入所中の児童に係る給付金として支払を受けた金銭の管理を行わなければならない者に母子生活支援施設の設置者を加えること等のため、この条例を制定するものである。